

遊佐町告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第545回遊佐町議会臨時会を令和3年3月29日遊佐町役場に招集する。

令和3年3月22日

遊佐町長 時田 博機

第545回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年3月29日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長挨拶
- 日程第 4 町長挨拶
 - ※専決処分の審議及び採決
- 日程第 5 議第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 議第36号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
 - ※条例案件の審議及び採決
- 日程第 7 議第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第38号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第39号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第40号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第41号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第42号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - ※事件案件の審議及び採決
- 日程第13 議第43号 白井・金保辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第14 議第44号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第15 議第45号 副町長の選任について

日程第16 議第46号 遊佐町監査委員の選任について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町	長	時	田	博	機	君	副	町	長	本	宮	茂	樹	君					
総	務	課	長	堀		修	君	企	画	課	長	高	橋	務	君				
産	業	課	長	兼				地	域	生	活	課	長	高	橋	良	一	君	
農	委	事	務	局	長	佐	藤	啓	之	君									
健	康	福	祉	課	長	中	川	三	彦	君	町	民	課	長	高	橋	晃	弘	君
会	計	管	理	者	佐	藤	光	弥	君	教	育	課	長	那	須	栄	一	君	

教育委員会
選挙管理委員
会長
議員

高橋善之君
石垣ヒロ子君

農業委員会
代表監査委員

佐藤充君
藤野周悦君

☆

出席した事務局職員

事務局長 佐藤廉造 議事係長 東海林 エリ 書記 瀧口 めぐみ

☆

本 会 議

議長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第545回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会は、町長選挙後、初の議会ですので、各行政委員会の委員長、会長等の出席をお願いしております。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、菅原和幸議員、8番、赤塚英一議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第545回遊佐町議会臨時会の運営について、本日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日3月29日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決処分2件、条例案件6件、事件案件2件を一括上程し、専決処分2件、条例案件6件、事件案件2件、人事案件2件の審議及び採決を行い、第545回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催いたしませんので、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

終わります。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、このたび任期満了による町長選挙で当選された時田博機氏に対し、本職より一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの町長選挙において4期目の当選を果たされ、本町18代目の町長になられます時田博機氏に対して、心からお祝いを申し上げます。

時田町長のこれまでの3期12年の実績、とりわけ少子高齢化や人口減少問題に対応した移住定住施策、福祉政策、財政の健全化などの実績に対し、深い感謝と敬意を表する次第であります。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染症対策については、いち早く景気雇用対策等を打ち出されたことは、我々町民の物心ともに大変大きな支えとなりました。遊佐町のこれからを見ても、目の前にはワクチンの接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策、その後に続く新統合小学校の整備、パーキングエリアタウンの建設などたくさんの事業が待ち受けております。このような中、町政運営の根幹は言うまでもなく、議会と執行部が2元代表制の下、相互の立場を尊重しつつ政策を推進し、町民の信頼に応えることにあります。時田町長にあっては、今まで以上に町民の声に耳を傾け、町民のために何が必要かよく見極め、町民の皆さんから住んでよかったと認めていただけるよう、全身全霊で町政運営に当たっていただきたいと思っております。

結びに、時田町長におかれましては、くれぐれも健康に留意され、なお一層ご活躍されることをご祈念申し上げます。

次に、日程第4、ここで時田町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。暖かい春の訪れを感じる3月の年度末となりました。第545回遊佐町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位、また各行政委員会の長の皆様には、ご多用中にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

山形県、宮城県では、コロナウイルス感染症拡大により第4波の襲来を想定し、県、山形市、寒河江市が緊急事態宣言を発しているところです。そして、1,000年に1度と称されたマグニチュード9.0の東日本大震災からちょうど10年の歳月が経過いたしました。あの3月11日の忌まわしい悲惨な現実から復旧、復興に取り組み、確かにハードの面の整備は一定の成果も見受けられますが、先日被災された方々の報道の中で、人々の心の復興がなければ真の復興とは言えないとの言葉に接し、同じ東北に住む者として、これからも一緒に頑張らなければならないとの思いを強くしたところであります。

さて、このたびの町長選挙におきましては、町民の皆様はじめ関係者各位より温かいご支援とご厚情を賜り、引き続き町長として町政を担わせていただくことになりました。無投票での4選となりましたが、

改めて責任の重大さを痛感しております。これからの4年間も町民の皆様のご意見をしっかり受け止め、初心を思い起こし、期待に応えられるよう町政運営に努めてまいります。

私は、これまでの3期12年の間、「全ては町民の幸せのために」を基本に「いきいき遊佐の構築」を目指してまいりました。4期目の町政運営に当たっては、これまでの成果と課題を踏まえながら、第2期「まち・ひと・しごと創生」遊佐町総合戦略と「遊佐町総合発展計画（第8次遊佐町振興計画）」に基づき、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」を理念に取り組んでまいります。特に人口減少対策では、子育て支援や住宅支援に引き続き取り組み、移住、定住施策をさらに進め、若者から選んでもらえる町、住みよい、住みやすい遊佐町づくりに取り組んでまいります。

また、日本ジオパークに再認定された鳥海山・飛島ジオパークを生かした広域連携による観光振興、遊佐パーキングエリアタウン計画、さらには新年度開設予定の安全安心の町づくりの拠点施設となる新役場庁舎のICT化、デジタル化も図ってまいります。

そして、世界の、日本の、山形県の、そして遊佐町の直面する最大の課題は、新型コロナウイルス感染症の拡大克服とワクチン接種事業であります。これについては、山形県当局、保健所のご支援、ご指導いただきながら、地元遊佐医師会のご尽力の下、しっかり進めてまいります。

遊佐町を取り巻く社会経済情勢は、財政面では一定の成果も現れていますが、決して生易しいものではなく、大変厳しいものと認識しております。環鳥海エリアや広域連携推進をも視野に、自らの先見性を養い、職員共々知恵を出し合い、町民の皆様はじめ全国からも住みたい田舎2021ベストランキングでの輝かしい評価に応えられる、誇りを持てる遊佐町づくりにチャレンジ精神を持って全力を傾注していきたいと考えております。

また、行政と議会はそれぞれの役割の違いがありますが、対等の立場で相互に足らざるを補い、行き過ぎを是正し、あたかも車の両輪のごとく町政を運営していくものとされています。そのためには、情報公開を積極的に行い、お互いの情報の共有が極めて大切と考え、議会の理解をいただきながら、町政を進めてまいります。

土門議長をはじめとする議会の皆様、そして全ての町民の皆様に、さらなるご支援、ご協力、ご指導をお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（土門治明君） 次に、日程第5から日程第12まで、議第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてほか専決処分1件、条例案件6件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

事務局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、諸般の事情を鑑み、本職の月額給料の減額措置を継続するため、提案するものであります。

議第36号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について。本案につきましては、大雪の影響による農業被害緊急支援対策や除雪経費の不足等に対応するため、緊急に補正予算編成が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を121億9,600万円としたものであります。

歳入について内容を申し上げますと、国庫支出金で1,095万1,000円を増額、県支出金で1,638万円を減額、寄附金で6,000万円を増額するなど、歳入補正総額で5,400万円を増額補正したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で6,310万2,000円を増額、土木費で700万円を増額、農林水産業費で388万8,000円を増額、商工費で2,101万2,000円を減額、その他事業費の精査により、歳出補正総額で5,400万円を増額したものであります。

議第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、諸般の事情に鑑み、副町長及び教育長の給料月額について、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの期間において減額するため、提案するものであります。

議第38号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、介護保険事業計画の見直しに伴い、第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料について改正する必要があるため、提案するものであります。

議第39号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、本町の基準条例についても一部改正を行う必要があるため、提案するものであります。

議第40号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、本町の基準条例についても一部改正を行う必要があるため、提案するものであります。

議第41号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36条）の改正に伴い、本町の基準条例についても一部改正を行う必要があるため、提案するものであります。

議第42号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、本町の基準条例についても一部改正を行う必要があるため、提案するものであります。

議第43号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。本案につきましては、白井・金俣辺地に係る総合整備計画の第5期計画が今年度で終了するため、第6期計画を策定するものであ

り、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により提案するものであります。

議第44号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更について。本案につきましては、遊佐町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により提案するものであります。

以上、専決処分案件2件、条例案件6件、事件案件2件についてご説明申し上げました。審議につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（土門治明君） 専決処分の審議を行います。

日程第5、議第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第35号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議第36号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第36号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

条例案件の審議を行います。

日程第7、議第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第37号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第38号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第38号 遊佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第39号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第40号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第41号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 遊佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第42号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 3ページにテレビ電話等装置その他の情報通信機器を活用するという項目がありますが、これについての現状と、及び今後の方策についてご質問をいたします。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

3ページの第19条の2、業務継続計画の策定等の第21条の2にテレビ電話装置等ということで記載がございます。この件であります。現在介護施設におけるそういった機器の活用の状況については、当方のほうでまだ押さえておりません。事業を継続する計画というものは、それぞれの施設のほうで策定をしておるところでございますけれども、その中でこういった通信機器を有効に活用していくという方向について、この条例については定めたものというふうに理解してございます。したがって、今後こういった機器について整備を図っていくということで考えているところでございます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） そうしますと、現状ではこういう機器の活用はしていないが、今後この機器等を活用する予定だということによろしいですか。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

現状、先ほども申し上げましたとおり、各施設のほうでこの機器を使っているかどうかという情報については把握してございません。場合によって使っているところも可能性としてはあるわけでございますが、今議員おっしゃったように、今後はそういったものを活用していくということでございます。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） すみませんが、この中の5ページのほうにあります、真ん中ほど、第1条の下になります。第2条の中に、今までは「講じなければ」とありましたが、その後「講ずるように努めなければ」というふうな文言が入っておりますが、これは虐待防止に関するものでありまして、今まではやらなければならないという文言でした。それを努めなければならないというふうに柔らかくなっておりますが、これで虐待がなくなるのか、またそういった形での職員の対応等はどんな形になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

ただいまこの件の解釈につきましての資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

議 長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、後ほどよろしくお願いたします。

議 長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議を行います。

日程第13、議第43号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 白井・金俣辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第44号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） 所管の質疑もよしと言われましたので、企画課のほうに質問させていただきます。

提案の遊佐町過疎地域自立促進計画、私の記憶によりますと平成28年3月の511回定例会で決議されまし

て、本年の3月31日までが計画期間となっております。これまで4次変更まで提案されておりました、今回が第5次の変更になるようです。この計画を策定することによりまして、過疎地域自立促進特別措置法で講じられる措置としては、財政措置、それから行政的な措置、それから税制措置などがあると理解しております。それで、これは町の計画ですが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、明後日の3月末で失効するというのもありまして、本議会では昨年3月議会の534回で新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出を議会発議として決議をした経過があります。

それで、質問のほうに移ってまいります。新たな過疎法が先週の3月26日の日に参議院本会議で全会一致で可決されまして、成立をした経過があります。報道によりますと、過疎支援の目的は、今までの自立促進から持続発展に変更されている内容のようですし、名称が過疎地域持続的発展支援特別措置法という舌をかむような法律になるようです。それで、計画期間が4月1日に施行されまして、2031年の3月までの10年が期間になっているようでございます。正直言いますと本議会の招集告示、告示書しかありませんでしたので、どういう内容かというのは、約30分前ほどいただいた議案書を見て初めてその内容が分かったということでございます。

見ますと、23ページにあります経営近代施設、水産業、水産環境整備事業は赤で表示になっておりますので、この件についてだと思います。それで、お伺いしたいのは、この計画というのはあくまでも実績に基づいて変更される内容かということが1点目と、511回、平成28年の3月議会に新たな自立促進計画の策定が提案されておりました。今回法律が先週成立しましたので、質問の趣旨と若干離れるかもしれませんが、今後仮称ですが、私の勝手な仮称で佐佐町過疎地域持続的発展支援計画なるものが策定されるのかと思います。本議案と時系列的な中身について企画課長のほうにお伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回の議案については、現在の計画の一部変更ということで、令和2年度末で終了する計画の変更というふうになります。これにつきましては、過疎地域自立活性化推進交付金の交付に当たりまして、従来ですと、先ほど議案書で23ページの上から見ていただいて、（2）、漁港施設、この中にまとめて事業としては含まれていたというふうなことでありましたが、これを赤字のところの（3）、経営近代化施設、水産業ということで、分ける、きちんと明示をする必要があるというふうなことで県からご指導いただいたというふうなことであります。具体的には、（2）の事業につきましては、いわゆる吹浦漁港のしゅんせつ、それから（3）につきましては藻場造成と、こういった事業になりますけれども、これを計画書に明確に分けて記載する必要があるというふうなことで、今回変更の議案を提出させていただいたというふうなことであります。

それから、新たな過疎法につきましては、議員からありましたように、先日議決を、国会で成立したということになりますけれども、これにつきましては、これに係る、いわゆる新たな計画につきましては、令和3年度中に策定をするというふうなことを考えておりますので、今後の議会で提案をするというふうなことでございます。

議長（土門治明君） これにて7番、菅原和幸議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第44号 遊佐町過疎地域自立促進計画の一部変更についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、人事案件の審議を行います。

日程第15から日程第16まで、議第45号 副町長の選任について、議第46号 遊佐町監査委員の選任につ
いての2件を一括上程いたします。

議会事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

事務局長(佐藤廉造君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。
時田町長。

町長(時田博機君) それでは、人事案件について私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第45号 副町長の選任について。本案につきましては、本町副町長、本宮茂樹氏が令和3年3月31日
をもって任期満了になるため、その後任者として池田与四也氏を選任するため、議会の同意を求めべく
提案するものであります。

議第46号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、本町監査委員、金野周悦氏が令和3
年3月31日をもって任期満了となるため、その後任者として本間康弘氏を選任するため、議会の同意を求
めるべく提案するものであります。

以上であります。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議いたしたいと思
いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議ないようですので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。
(午前10時52分)

休

憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午前11時)

議長(土門治明君) 本宮副町長は退席願います。

日程第15、議第45号 副町長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの議題であります副町長の選任につきましては、会議規則第82条の規定に基づき、無記名投票で票決いたしたいと思っております。これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は無記名投票で票決することに決しました。

なお、会議規則第83条の規定により、可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票をお願いいたします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取扱いについては、会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし反対といたしますので、間違いないように記載してください。

それでは、投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(土門治明君) ただいまの出席議員は、本職を除き11人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、本間知広議員と2番、那須正幸議員の両名を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議長(土門治明君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(土門治明君) 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否とする場合は反対と投票用紙に記載の上、議会議務局長の点呼に応じて順次投票願います。また、投票される場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ抜けて自席に戻っていただきます。

それでは、議会議務局長をして点呼を命じます。

佐藤議会議務局長。

(投票)

議長(土門治明君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（土門治明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

（開 票）

議長（土門治明君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数は11票であります。これは、出席議員数に符合いたしております。

有効投票は11票、無効投票は0票、有効投票のうち

賛成 10票

反対 1票

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案どおり同意を与えることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（土門治明君） 先ほど2番、那須正幸議員への答弁を保留しておりましたので、答弁をいただきます。

中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） 先ほどの議第42号 遊佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、那須議員より質問がございました件について、答弁を保留しておりましたので、お答えを申し上げたいと思います。

それで、この条例の5ページでございます中ほど、施行の期日の規定でございます。第2条の中にある文言で、規定中「講じなければ」とあるのが「講ずるように努めなければ」ということで規定をされておりますが、これの解釈についてだったと思います。この経過措置でありますので、この条例が施行されるのが令和3年4月1日からということになっております。第2条の規定については、令和6年3月31日までの間、そのようにするという解釈でございます。したがって、それ以降については、この条例の規定にありますとおり、その措置を講じてくださいというふうに規定するわけでございますが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間は、講ずるように努めてくださいという規定でございます。したがって、最終的には講じなければならないという措置について講ずるように努める経過措置の期間ということで、その間に講ずるように準備をしてくださいという解釈でございますので、そのように解釈いただきたいと思います。

議長（土門治明君） 日程第16、議第46号 遊佐町監査委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第545回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年3月29日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一